

尾張旭市非常勤職員( 図書館司書 )勤務条件

任用期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
就業場所	尾張旭市立図書館
従事する業務内容	図書館資料の収集と整備、レファレンス業務、図書館利用促進事業、カウンター業務、開館準備、閉館作業
必要資格	図書館司書
始業・終業の時刻 休憩時間等	<p>1 始業・終業の時刻等            通常勤務 8時30分から17時00分まで            遅番勤務 10時45分から19時15分まで            1日の勤務時間… 7.5時間 1週間の勤務時間… 30時間</p> <p>2 休憩時間            60分</p> <p>3 所定労働時間外勤務の有無            無(災害等特殊な場合除く)</p>
勤務日	週4日程度(土、日、祝日シフト勤務あり)
休日	<p>1 月当たり12日程度、国民の祝日相当分として所属長が指定する日(年15日)及び            12月28日から翌年1月3日までの日</p> <p>2 勤務を要しない日</p>
年次有給休暇	10日(時間単位年休あり)、その他「尾張旭市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に定めるところによる
報酬等	<p>1 基本報酬(時給)            1,217円～            1,555円            参考(大卒の方の場合)……… 1,497円</p> <p>2 諸手当            距離や通勤方法に応じて支給</p> <p>3 期末手当及び勤勉手当            基準日時点では在籍しており、週20時間以上勤務かつ6月以上の任用の場合支給</p>
その他	<p>1 社会保険等            (1) 健康保険: 加入            (2) 厚生年金保険 加入            (3) 雇用保険: 加入</p> <p>2 災害補償            公務上の災害(負傷または疾病)または通勤による災害を受けた場合は、尾張旭市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例または労働者災害補償保険法の規定に基づいて補償を受けることができます。</p>